

介護予防・日常生活支援総合事業報酬体系見直しについて

1 これまでの経過

平成 26 年 6 月の介護保険法改正により、介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）へ移行することとされました。

これに基づき、本村は平成 29 年に現行相当サービスである介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスを導入しております。また、基準緩和型通所サービスとして「元気クラブ」も設置し、介護予防サービスの充実につとめてまいりました。

2 本村の総合事業サービス体系（令和 3 年 4 月～令和 6 年 3 月まで）

種別	サービス名	報酬体系	従来の単位
訪問型サービス	介護予防訪問介護 (従来相当サービス)	包括報酬 (月額固定)	① 週 1 回程度 1,176 単位／月額 ② 週 2 回程度 2,349 単位／月額 ③ 週 2 回以上 3,727 単位／月額 (③は、要支援 2 のみ利用可)
通所型サービス	介護予防通所介護 (従来相当サービス)	包括報酬 (月額固定)	① 週 1 回程度 1,672 単位／月額 ② 週 2 回程度 3,428 単位／月額
	基準緩和通所介護 (元気クラブ)	出来高報酬 (1 回あたり)	1 回あたり 288 単位 (要支援 1・2)

3 利用者負担額の課題

月額包括報酬の場合、実際の利用回数に関わらず、同額の支払いとなるため要支援 2 の週 1 回程度利用者が週 1 回の利用であっても月額包括報酬のため、3,428 単位となります。

また、昨今の物価高騰の影響や令和 6 年度以降における介護給付費の将来推計により介護保険料を値上げした経緯などから今後の利用者負担の増が更に懸念されます。

4 報酬体系及び単位数の見直し（令和 6 年 7 月利用分から）

本村の介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについては、「月額包括報酬」としてきましたが、「ニーズに応じたサービスの提供」及び「利用者負担への配慮」の観点から、令和 6 年 7 月利用分より 1 回あたりの「出来高報酬」を用いることとします。

また、先般の介護報酬改定により「国が定める単位」が見直されたことから、本村においては、報酬体系と併せて単位数等も見直すこととします。（※単位数の見直しは令和 6 年 4 月利用分より適用。）

項目	見直し前	見直し後
(1) 報酬体系	包括報酬	出来高報酬（上限月額あり）
(2) 単位	国が定める単位と同額	国が定める単位改定に伴い変更
(3) 月途中の利用開始	日割り	原則、日割りなし
(4) サービスコード	従前どおり	新規サービスコード作成

(1) 見直し後の「国が定める単位」

① 介護予防訪問介護相当サービス費（見直し後の「国が定める単位」）

サービス内容	算定項目	算定単位
訪問型サービスⅠ	事業対象者・要支援１・２（週１回程度） 1,176 単位（＋0 単位）	１月につき
訪問型サービスⅡ	事業対象者・要支援１・２（週２回程度） 2,349 単位（＋0 単位）	１月につき
訪問型サービスⅢ	事業対象者・要支援２（週２回を超える程度） 3,727 単位（＋0 単位）	１月につき
訪問型サービスⅣ	事業対象者・要支援１・２（週１回程度） 287 単位（＋19 単位）※１月全部で４回まで	１回につき
訪問型サービスⅤ	事業対象者・要支援１・２（週２回程度） 287 単位（＋15 単位）※１月全部で８回まで	１回につき
訪問型サービスⅥ	事業対象者・要支援１・２（週２回を超える程度） 287 単位（＋0 単位）※１月全部で１３回まで	１回につき
訪問型 生活援助中心	事業対象者・要支援１・２（20分以上45分未満） 179 単位（新設）	１回につき
訪問型 生活援助中心	事業対象者・要支援１・２（45分以上） 220 単位（新設）	１回につき
訪問型 短時間サービス	事業対象者・要支援１・２（20分未満） 163 単位（－4 単位）	１回につき

② 介護予防通所介護相当サービス費（見直し後の「国が定める単位」）

サービス内容	算定項目	算定単位
通所型サービス１	事業対象者・要支援１（週１回程度） 1,798 単位（＋126 単位）	１月につき
通所型サービス２	事業対象者・要支援２（週２回程度） 3,621 単位（＋193 単位）	１月につき
通所型サービス １回数	事業対象者・要支援１（週１回程度） 436 単位（＋152 単位）※１月全部で４回まで	１回につき
通所型サービス ２回数	事業対象者・要支援２（週２回程度） 447 単位（＋52 単位）※１月全部で８回まで	１回につき

(2) 1回あたりの単位数と上限月額の設定

総合事業のサービス費は、「国が定める単位」を勘案し市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ独自に決定することとされていますが、本村の介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの1回あたりの単位数は、「国が定める単位」と同額とします。

また、本村において1回あたりの出来高報酬とした場合でも、国において1月あたりの単位数（従来の月額包括報酬）を定めているため、サービス費の月額合計は当該単位数を超えることはできず、サービス費の上限月額となります。

なお、請求については、原則、サービス提供実績に基づき、1回あたりの単価により請求しますが、加算については、月単位での算定となります。

① 介護予防訪問介護 従前相当サービス報酬体系の見直し内容

	変更前	変更後	
支給区分	単位	単位	
事業対象者・要支援1・2で週1回程度のサービス利用が必要な者	包括報酬 1,176	1月で4回まで (出来高報酬)	287
		5回以上の場合 (上限月額)	1,176
事業対象者・要支援1・2で週2回程度のサービス利用が必要な者	包括報酬 2,349	1月で8回まで (出来高報酬)	287
		9回以上の場合 (上限月額)	2,349
事業対象者・要支援2で週2回を超えるサービス利用が必要な者	包括報酬 3,727	1月で12回まで (出来高報酬)	287
		13回以上の場合 (上限月額)	3,727

② 介護予防通所介護 従前相当サービス報酬体系等の見直し内容

	変更前	変更後	
支給区分	単位	単位	
事業対象者・要支援1で週1回程度のサービス利用が必要な者	包括報酬 1,798	1月で4回まで (出来高報酬)	436
		5回以上の場合 (上限月額)	1,798
事業対象者・要支援2で週2回程度のサービス利用が必要な者	包括報酬 3,621	1月で8回まで (出来高報酬)	447
		9回以上の場合 (上限月額)	3,621

③ 介護予防通所介護 基準緩和型サービス（元気クラブ）報酬体系等の見直し内容

	変更前	変更後
支給区分	単位	単位
事業対象者・要支援 1・2	1 回あたり 288	1 回あたり 360

5 利用者の状態像の変化に伴う支給区分の考え方

利用者の状態像の改善または悪化により、当初の支給区分において想定したサービス提供回数と提供実績が異なることが想定されますが、その場合、月の途中での支給区分は変更せず、当初に介護予防サービス計画及び個別サービス計画に位置付けた支給区分での請求となります。

なお、翌月の支給区分については、利用者の状態像や目標に応じた支給区分による介護予防サービス計画及び個別サービス計画に位置付ける必要があります。